

債権の放棄について

中野区の債権の管理に関する条例第5条の規定に基づき、次のとおり債権を放棄した。

債権の名称 (所 管)	発生状況	人数 (件数)	債権額	放棄事由・放棄年月日
学童クラブ おやつ代  (子ども教育部 育成活動推進課)	学童クラブ おやつ代 未払い  平成27 年度分	1人 (12件)	15,000円	債務者が令和3年度に破産事件の免責決定を受けたことから、令和4年2月16日に債権放棄した。